

けやき台自治会賛助会員会則

平成22年4月25日
規則第 2 号

(目的)

第1条 この規則は、三田市けやき台において事業等を行うものが、けやき台自治会（以下「本会」という。）に加入し地域活動事業に協力することにより、住みよい地域社会づくりに寄与するため、けやき台自治会会則第5条第2項及び第6条第4項に規定する賛助会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(入会手続)

第2条 本会に入会しようとする場合は、入会申込書（様式 賛助一第1号）を会長に提出しなければならない。

(付与)

第3条 賛助会員には次の付与を行う。

- (1) けやき台自治会会則及び本規則並びに総会議案書
- (2) 自治会通信
- (3) コミュニティハウス使用その他本会役員会において必要と認められた事項

(免除)

第4条 賛助会員には次の免除を行う。

- (1) 役員等（会則第14条）への参画
- (2) 会の運営（会則第18～25条）への参画
- (3) 前各号の他本会役員会において必要と認められた事項

(賛助会員の会費)

第5条 賛助会員の会費は、次の各号に掲げる額を年額会費とし、毎年度当初（5月）に本会が指定する期日までに指定する銀行口座に振り込んで支払うものとする。ただし、賛助会員が退会したときは、本会会則の規定にかかわらず、既に納入済みの会費については返還しない。

- (1) 1部上場企業及び準ずる者並びにけやき台地区以外にも事業所を持つ者
30,000円/年
- (2) 事業者の集合体で事業を行っている者 100,000円/年
- (3) 事業者の代表者が居住する住宅と事業所が併設されており、当該代表者が本会会則第5条第1項に規定する会員に該当する者
5,000円/年
- (4) 前記(1)から(3)以外の者
10,000円/年

2. 前項の規定は、賛助会員の入会時期、事業形態等により、本会役員会が別の定めを行った場合

は適用しない。

(会員情報の取扱い)

第6条 賛助会員は、本会を通して知り得た会員の個人情報を営利目的に使用してはならない。

(規定外事項)

第8条 本規則に定められていない規定外事項については、本会会則を準用する。この場合において、会則中「会員」とあるのは、「賛助会員」と読み替えるものとする。

(施行期日)

この規則は、平成27年4月27日から施行する。

(施行期日)

この規則は、平成30年6月2日から施行する。